
規 則

高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月23日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第67号

高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成21年高知県規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表第3の10の項中「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項又は第30条第1項」に改める。

別表第4の4の項中「宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条第1項第2号及び第7条から第10条まで」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第8条第1項第2号及び第9条から第12条まで」に改める。

別記第1号様式中「㊦」を削り、同様式注を次のように改める。

注 特定埋立事業に着手しようとする日の60日前までに申請してください。

別記第2号様式中「㊦」を削る。

別記第3号様式中「㊦」を削り、同様式注を次のように改める。

注 特定埋立事業に着手しようとする日の60日前までに申請してください。

別記第4号様式中「㊦」を削り、同様式注1を削り、同様式注2を同様式注1とし、同様式注3を同様式注2とする。

別記第5号様式中「㊦」を削り、同様式注1を削り、同様式注2を同様式注1とし、同様式注3を同様式注2とする。

別記第6号様式中「㊦」を削り、同様式注1を削り、同様式注2を同様式注1とし、同様式注3を同様式注2とする。

別記第7号様式中「㊦」を削る。

別記第10号様式中「㊦」を削り、同様式注を次のように改める。

注 特定埋立事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日（特定埋立事業が一時堆積事業である場合は、特定埋立事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日）から3週間以内に報告してください。ただし、特定埋立事業を完了したとき、廃止したとき又は休止しようとするときは、それぞれの届出のときに報告してください。

別記第11号様式中「㊦」を削り、同様式注1を削り、同様式注2を同様式注1とし、同様式注3を同様式注2とする。

別記第12号様式中「㊟」を削り、同様式注を次のように改める。

注 特定埋立事業を完了した日から10日以内に届け出てください。

別記第13号様式中「㊟」を削り、同様式注を次のように改める。

注 廃止の場合は、特定埋立事業を廃止した日から30日以内に届け出てください。

別記第14号様式中「㊟」を削り、同様式注1を削り、同様式注2を同様式注1とし、同様式注3を同様式注2とする。

別記第15号様式中「㊟」を削り、同様式注1を削り、同様式注2を同様式注1とし、同様式注3を同様式注2とする。

別記第16号様式備考を次のように改める。

備考 1 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

2 この身分証明書を紛失し、又はこの身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに所属長に報告しなければならない。

3 この身分証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。

附 則

この規則は、令和5年5月26日から施行する。

規 則

◎ 高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則